

令和8年5月定例会
(2026年)

健康福祉常任委員会記録

6月15日（月）

6月17日（水）

吹田市議会

令和8年5月定例会
(2026年)

健康福祉常任委員会記録

会議日 6月15日(月)

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○日 時

令和 8 年（2026年） 6 月15日（月）

開会 午後 2 時39分 散会 午後 2 時44分

○場 所

第 3 委員会室

○出席委員

委 員 長	藤 木 栄 亮	副 委 員 長	中 西 勇 太
委 員	五 十 川 有 香	委 員	村 口 久 美 子
委 員	柿 原 真 生	委 員	清 水 亮 佑
委 員	澤 田 直 己	委 員	矢 野 伸 一 郎
委 員	橋 本 潤		

○欠席委員

な し

○説明のため出席した者（部長級以上の職員及び発言した職員を記載）

[福祉部]

部 長 梅 森 徳 晃

○議会事務局出席職員

主 幹	森 岡 伸 夫	主 査	今 井 理 香 子
主 任	藤 井 勇 気		

○付議事件

議案第47号 吹田市介護老人保健施設条例を廃止する条例の制定について

議案第60号 吹田市介護老人保健施設の指定管理者の指定期間の変更について

（署名又は押印）委員長

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

(午後2時39分 開会)

○藤木栄亮委員長 ただいまから、健康福祉常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

○正副委員長 (就任挨拶)

○藤木栄亮委員長 次に、本委員会に付託されました議案の審査は、クラウド上などに掲載してあります審査順位(案)のとおり進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ありませんので、そのように進めることにします。

これより議事に入ります。

○藤木栄亮委員長 議案第47号及び議案第60号を一括議題とします。

初めに、提案説明については、省略することにし、ましても御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ありませんので、そのように決定します。

次に、資料要求があれば受けることにします。

○五十川有香委員 (資料要求)

○柿原真生委員 (資料要求)

○矢野伸一郎委員 (資料要求)

○藤木栄亮委員長 ただいま委員から資料要求がありましたので、理事者の皆様方には、その対応をよろしくお願いします。

なお、資料は審査の都合上、あらかじめ事務局を通じてクラウド上などに掲載されるよう、委員長から重ねてお願いしておきます。

○藤木栄亮委員長 以上で、本日の委員会を閉じたいと存じます。

次回は、6月17日(水曜日)午前10時に再開しますので、よろしくお願いします。

本日は、これにて散会します。

(午後2時44分 散会)

健康福祉常任委員会審査順位（案）

令和8年5月定例会
(2026年)

1 福祉部関係

- 議案第47号 吹田市介護老人保健施設条例を廃止する条例の制定について
- 議案第60号 吹田市介護老人保健施設の指定管理者の指定期間の変更について

令和8年5月定例会
(2026年)

健康福祉常任委員会記録

会議日 6月17日(水)

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○日 時

令和8年（2026年）6月17日（水）

開会 午前10時3分 閉会 午後2時29分

○場 所

第3委員会室

○出席委員

委員長	藤木 栄 亮	副委員長	中西 勇 太
委員	五十川 有 香	委員	村口 久美子
委員	柿原 真 生	委員	清水 亮 佑
委員	澤田 直 己	委員	矢野 伸 一 郎
委員	橋本 潤		

○欠席委員

な し

○参考人

〔一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団〕

理 事 長 春 藤 尚 久

○説明のため出席した者（部長級以上の職員及び発言した職員を記載）

副 市 長 春 藤 尚 久

〔福祉部〕

部 長	梅 森 徳 晃	高齢福祉室長	竹 本 和 倫
総 括 参 事	朴 裕 輝	高齢福祉室主幹	外 山 雄 一 郎
高齢福祉室主幹	高 畠 真 人		

○議会事務局出席職員

主 幹	森 岡 伸 夫	主 査	今 井 理 香 子
主 任	藤 井 勇 気		

○付議事件

議案第47号 吹田市介護老人保健施設条例を廃止する条例の制定について

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

議案第60号 吹田市介護老人保健施設の指定管理者の指定期間の変更
について
閉会中の継続審査事項（行政視察）について

（署名又は押印）委員長

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

(午前10時3分 開会)

○藤木栄亮委員長 ただいまから、健康福祉常任委員会を再開し、本日の会議を開きます。

初めに、傍聴の取扱いについてですが、本日の会議につきましては、一般傍聴者の傍聴を8人まで許可することとし、許可した人数を超えた場合は別室で音声傍聴していただくことにしましても御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ありませんので、そのように決定します。
暫時休憩します。

(午前10時4分 休憩)

(午前10時5分 再開)

○藤木栄亮委員長 委員会を再開します。

次に、質疑時間を十分確保し、審査の充実をより一層図るため、理事者からの資料説明は省略することにします。

これより議事に入ります。



○藤木栄亮委員長 議案第47号 吹田市介護老人保健施設条例を廃止する条例の制定について及び議案第60号 吹田市介護老人保健施設の指定管理者の指定期間の変更についてを一括議題とします。

本件について、より充実した審査を行うため、別紙のとおり、一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団理事長春藤尚久様を本日、参考人として出席を求め、意見を求める事項について意見を聞くことにしましても御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ありませんので、そのように決定します。

なお、ただいま御決定いただきました参考人の出席要請につきましては、私から議長に依頼し、議長から本日付で行っていただきますので、よろしくお願いします。

暫時休憩します。

(午前10時6分 休憩)

(午前10時7分 再開)

○藤木栄亮委員長 委員会を再開します。

参考人として、一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団理事長春藤尚久様に出席していただきま

した。

春藤理事長には吹田市介護老人保健施設につきまして御説明をお願いしたく、御協力いただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

委員の質疑は、理事長に対し、別紙の意見を求める事項について行うものとなりますので、その範囲を超えないようお願いします。

それでは、質問があれば、受けることにします。

○村口久美子委員 理事長として意見をお聞かせいただきたいんですけども、吹田の老健施設は、その施設の目的から、設立の当初から吹田市民病院に隣接する形で設置されたということで、運営上も目的を果たすためにも、隣にあるということは大きかったと思うんですけども、その市民病院が移転をするというふうに決まったときに、理事会の中であったりとか、市民病院との今後の連携についてどういう議論がされたのか。その点についてどういう認識だったのかということをお聞かせください。

○春藤尚久理事長 当時、今の市民病院の移転が決まるという中で、市民病院との協力医療関係というのは、今後も引き続きお願いをするという議論がされてたというふうにお聞きしています。私が当時、まだ理事長ではございませんでしたので、そういうふうにお聞きしております。つまり老健の中で急病が発生したときに、市民病院が対応していただけるというのは、引き続きやっていただけるというような話合いが行われたということでございます。

○村口久美子委員 急病人とか、診療が必要な際の市民病院との協力病院としての連携は議論をしていたということで、ではそれまであった受入れをどうするかというような議論は特にされていないというふうな認識でよろしいでしょうか。

○春藤尚久理事長 具体的にそういう連携というのがどういうふうにするかということは聞いておりませんけれど、事業団の理事の中に市民病院の病院長も入っていただいておりますので、介護老健の状況については把握していただいているはずですよ。これは今もそうですけど、老健に入りたいという御要望があれば、吹田老健を紹介していただけるような関係

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

にはございますので、そういう状況だったんだろう
なと思っております。

○村口久美子委員 実際、移転後にそれまで月50件程度、老健施設に市民病院から受入れをしていたという状況が、月5件程度になったというふうにお聞きをしているんですけれども、これは想定内だったのかということと、そういう事態があったときに、いろんな協議をしたのか、検討したのかということについてお聞かせください。

○春藤尚久理事長 当時はまだ入所率というのは低くなく、高かったということもあって差し迫った状況ではございませんでした。入所率が急激に下がったのがコロナ明けということでございまして、それは想定外に利用率が下がっております。

原因としては在宅サービスの充実で、ほとんどの御家庭がリハビリをして自宅で過ごすというよりも、サービス付き高齢者住宅とか、あるいは高齢者施設に入られるというニーズが増えたことが大きな原因、当然、市民病院の移転もその一つでございまして、主にはニーズの変化が大きいのかなというふうに考えております。

○村口久美子委員 市民病院との連携については、移転前にも市民病院から老健への受入れについては検討もしていないし、移転した後に受入れに関してはパイプが途切れたような形になったけれども、それについてもここまで何も検討、協議はしてこなかったという認識でよろしいでしょうか。

○春藤尚久理事長 これは先ほども申し上げましたけれど、市民病院のほうには老健施設を御希望の際には、吹田老健を御紹介いただくということで、それは理事に入っておられる吹田市民病院長も意識をしているというふうにお聞きをしておりますので、可能な限りの連携はされていたと思っております。

○村口久美子委員 コロナが明けても入所率が戻らなかったという事態に、急速に陥ってしまったということなんですけれども、その状況を受けて、民間のコンサルから経営についてアドバイスをもらうなり、民間の稼働率を上げるための努力を聞いたりとか、経営復活をさせた老健施設に学ぶとか、そういう検討とか経営努力をなされたことがあったら教えてく

ださい。

○春藤尚久理事長 まずコンサルですけど、ほとんどの場合、コンサルからのアプローチというのは、M & Aについてダイレクトメールを送ってくるとかいうことで、恐らくそれはどこも老健の経営が厳しいということで、吹田老健の状況を見てそういうアプローチがあったんだと思いますけれど、はっきりしているのは今の介護報酬の状況の中で黒字化を目指そうと思えば、在宅復帰を強化してベッドの回転率を上げていく。これしかないわけですけど、そのことが利用者ニーズの変化ですね、これは類似しているのであれば保育と一緒に、家庭での介護力というのが低下してきて、自宅に復帰するというよりも、サービスが長く受けられるような施設やサービス付きの高齢者住宅に入りたいということが多かったというふうに認識をしております。

○村口久美子委員 これは後で聞こうと思っていたんですけれども、今稼働率を上げるというのが最大の努力と、それは間違いないと思うんですけれども、老健施設の経営を改善させる項目というのは本当に多岐にわたると思うんです。稼働率であったりとか、加算を取りに行ったりとか、高報酬の診療を実施するとか、コストの削減であったりとか、そういう一つ一つの多岐にわたる項目について、どの議事録を探しても見当たらないので、それについて詳細な、どこでどんな議論がされたのかということがあれば教えていただきたいんですけれども。

○春藤尚久理事長 まず経費率というか、これは人件費の抑制ということで、これは職員にも協力を頂きながら進めてきましたし、令和3年度にももう一度そのことをお願いしてきて、経費率についての努力はしています。それ以上に病院であるとかケアマネの事業所のほうへアプローチをかけて、老健の入所を進めていただきたいというお願いに職員は回ってくれたと、これは議事録等には出てきませんが、事業団の中では、職員は一生懸命取り組んでくれたものと考えております。

○村口久美子委員 昨年の9月議会で、9,000万円の予算の補填をした後の委員会の議論で、今おっしゃったケアマネジャーとの連携強化ということの努力

をされているということとか、徳洲会病院とのウェブ会議を開始したというふうな、そういうことは出てくるんですけども、逆にこれだけしか見当たらないなというふうに思っただけか探していたんです。もしほかに取り組んでいることがあったら教えてください。

○梅森徳晃福祉部長 私が老健の事業団の事務局長から聞いておりますのは、さっきの理事長の御答弁とかぶるところもあるんですけども、当然、人件費の引下げについては、これはもうずっと今までやってきたということでありますとか、例えば通所リハも厳しいときがあったんです。新たな取組として、令和5年度に運動の機器を導入したりとか、通所リハのパンフレットとかを居宅支援事業所に配布や、ケアマネジャーに地域ごとの空き状況やリハビリ効果などの情報発信に努めてきたことでありますとか、老健としては様々にやってきているということです。それでもなかなか実際、資金のほうが悪くなっていくということは事務局長のほうから聞いております。

○春藤尚久理事長 今説明いただいた上に、1か月程度の短期間の、その方にとって必要な期間の入所等に柔軟に対応しているとか、あと個別のリハビリを毎日実施させていただいているとか、当然、在宅復帰強化型であるとかをアピールして営業活動とか、そういうことはさせていただいていたということでございます。

○村口久美子委員 去年の9月の附帯決議が出て以降、まだ1年もたっていないという短期間の間で、かなりの努力もされてきたんだろうというふうに思っています。

通所リハビリの利用率なんかもすごく上がっているとか、その努力が今から経営に反映をされていくのではないかとというふうに思われるような努力があったり、アイデアであったりということが、この間たくさん出されているなというふうに思っていますというのが私の感想なんですけれども、一旦、置いておきます。

○五十川有香委員 先ほど委員さんからありましたけれども、いろいろな努力をしていらっしゃるという

ことを質疑のやり取りで分かりましたが、そもそもそこらは非公募で、吹田市介護老人保健施設の指定管理を令和5年の11月定例会に提出された議案において、施設の設置目的を効果的に達成するためにということで指定管理を受けられました。その際、令和11年3月31日まで指定管理の期間があるとして受け入れておられて、議会にて承認をされました。

しかしながら、独立採算を原則とする事業団において、請負をされてから約1年半で公金、いわゆる負担金の投入を必要とするまで赤字が膨らんでしまったというプロセスの中で、経営の最高責任者としての理事長の見解を教えてください。

○春藤尚久理事長 委員がおっしゃられたように、急激に経営が悪化しました。これは想定以上の利用率の低下があるためでございます、その原因としては先ほど申し上げましたように、在宅サービス充実による利用者ニーズの変化と市民病院の移転という影響が主な理由だと考えております。

吹田老健としては在宅復帰強化型として、できるだけ有利な介護報酬を算定させていただいておりますし、先ほども説明させていただいたように、いろんな経営努力をこの間もさせていただいてきたわけですが、結果としてこれは不本意でございますが、支援を市からお願いすることになってしまったことは、理事長として大変心苦しく存じております。

○五十川有香委員 理事長の見解はおっしゃいましたが、理由として在宅サービスの充実と市民病院の移転というのは、既にこの令和5年の11月定例会の時点でも、そのような状況は背景としてあったのかなと思いますが、それであれば、例えばお話をしていた3年で指定管理とか、そういう期間も含めて市と話し合いもできたのではないかなと思いますが、そのときの理事長としての判断は5年請け負いますということなんですけれども、その点はいかがでしょう。

○春藤尚久理事長 今回の指定管理を受ける直前までは、そんなに利用率の低下がなかった時点での判断ということになります。

ここ2年ほどですごく利用率の低下が起こっておりまして、受けるという検討の時点では、そこまで

の心配をしていなかったというのが実情でございます。

○五十川有香委員 では、このように2年で急激にということですが、理事長として今回の事態に至るまでに、吹田市に対して具体的にどのような意見を述べて、あるいは理事会からどのような要望を提出されてきましたでしょうか。具体的に教えてください。

またその結果、今回の在り方方針の決定において、理事会側の意見というのはどの点が反映された、もしくは申し伝えていたけれども、この点は反映されなかったというのがあれば、これら経緯を含めて御説明ください。

○春藤尚久理事長 理事長として、あるいは理事として、市のほうへ直接意見を述べたことはございません。ただ、事業団の状況については御報告をさせていただいてきたと思います。

理事会においては様々な意見を頂いてきた状況です。何とか継続できないのかとか、あるいは今後の入所者のことはどうなるのかとか、そういった質問とか御意見は頂きながら、我々事業団としては最後まで適切にサービスを続けていくつもりですということで、お答えを申し上げたということと、今のこの社会状況の中で、老健がどういう立場にあって、ニーズがどう変化しているかなども、都度、御説明をさせていただいたりしたということでございます。

○五十川有香委員 もう少し御意見ですね、理事会からのそういった要望を、理事長としてぜひ吹田市に出していただきたかったなと思うんですが、今になってですけれども、そういったことをしっかりと出していれば、もう少し方向性も含めて変わったのではないかと、理事長として今になって思われることというのがあればお答えいただけますか。

○春藤尚久理事長 しておけばよかったというか、我々事業団のほうの経営努力をもっと積み上げるということを重視しておりましたので、先ほど申し上げたように、ここ2年ほど急激にということで、市に要望するというような、理事会の中でもそういう御意見はございませんでしたし、結果として要望まではしていないということでございます。

○五十川有香委員 それであれば、事業団の最高責任

者である理事長として、結果的に当初、先ほど言いましたけれども、指定管理の期間、本来であれば5年だということでありましたが、その中で公の施設をなくすこと、そしてまた老健施設に関わる全職員、利用者、御家族、地域住民の生活などを大きく変えてしまうことに対して、今、理事長としてのお考えを、どのように受け止められておられるかお聞かせください。

○春藤尚久理事長 老健施設というのは1992年、介護保険制度ができる前から、いわゆる介護サービスが足りない時代からそれを補完するというか、担ってきたわけでございます。2000年に介護保険制度ができて、それが充実してきたということはすばらしいことなんですけど、その中で老健の役割というのが薄れてしまったということは、非常に残念な気持ちでもございます。

職員は一生懸命、介護保険サービスに努めておりますし、利用者のほうも安心して利用をしていただいていると思っておりますので、これを最後まで続けていきたいと思ひますし、利用者の方、職員の方を考えれば、事業が円滑に譲渡されて、この老健がどんな形でも続いていくということが望ましいと考えております。

○五十川有香委員 今、理事長がおっしゃったように、パブコメでもとても市民の皆さんが安心して利用されているという様子が非常に分かります。ボランティアだったり、様々な地域の連携もされている中ですけれども、仮にといいますか、一旦、条例案上は廃止というふうな内容になっていますので質問しますが、万が一、譲渡が不成立となり、廃止という事態となった場合、現在、入所されている方やその御家族への丁寧な説明及び確実な次の受皿の確保というのは、理事長として具体的にどのように対応されるお考えでしょうか。

○春藤尚久理事長 現状で事業譲渡が難しいとは思ってはおりません。それは市の中での協議等を把握する中で、そのことは考えてはおりませんけれど、おっしゃる様に万が一そうなった場合は、最後まで責任を持ってその方が希望されるような状況を、例えばほかの施設へ移られるとか、ほかのサービスに

つなぐとか、それは可能な限り責任を持たないといけないと、そういうふうに思っております。

○五十川有香委員 直接的に理事長からメッセージというか、直接そういった理事長としての御見解を皆様に対してされるという御予定はあるのでしょうか。それは事業譲渡が成立、不成立関係なくですけれども、今、市とこういう形で議論しているということに対して理事長から直接、施設の職員の方であったり御家族の方、そういった関係者の方にお話されるというような機会を持つ予定はあるのでしょうか。

○春藤尚久理事長 施設の日常的なサービスについては、当然、施設管理者等、事務局長に任せさせていただいていますし、安心して、そこは報告も適時受けながらやっていただいていますので、それについては問題ないと思っています。

ただ、必要があれば施設管理者や事務局長と相談をして、私が説明する場が必要であれば、それは考えていきたいと思っています。

○柿原真生委員 先ほどの五十川委員とも若干かぶるんですが、この間、この老健の廃止、事業譲渡の方針について事業団の職員や、また理事会、評議員会で説明をされてきております。それぞれに出されていた主な意見はどのようなものであったか教えてください。

○春藤尚久理事長 先ほども申し上げたように、私、直接聞いたわけではございませんけど、報告を受けております。事業団への説明会ということで、職員からどんな意見があったかというのですけれど、老健施設を残してほしい、スケジュールがタイトで不安、事業譲渡が成立するのか、事業譲渡が成立しなかった場合に、利用者と職員がどうなるかといった意見があったという報告は受けております。

○柿原真生委員 評議員会ではどうでしたか。今のは職員さんということだと思えますけれども。

○春藤尚久理事長 評議員会でも、何とか事業が続けられないのかとか、職員から頂いた意見に近いものですが、成立する見込みはあるのかとか、その後、利用者とか職員はどうなるのかとか、そういった質問や意見があったというふうに私の中で記憶しております。

○柿原真生委員 それぞれにごもっともな意見かなというふうに思います。

それから、過去にこの指定管理、何回か議決をしておりますけど、その中で、春藤副市長が答弁されていた中で、実習生の受入れ、介護人材の育成について非常に頑張っていると、平成30年の頃だと思えますけど。年間延べ人数1,600人ぐらい、今見ても大体年間で実人数で百数十人の方、介護、それからOTとかPTとか、あとは教諭というのもあるみたいですが、そういうことでたくさん受入れをされていると思います。この受入れと人材育成について努力してきた点、評価についてお答えください。

○春藤尚久理事長 これはこの議会の報告第6号、議案の118ページに掲載されておりますように、教育実習事業として、実人員は154人、延べ人員として685人の受入れを事業団としてはしております。その中でいろいろな研修、人材育成、それをさせていただいてきたと。地域のボランティアとの連携、あるいは認知症施策に対する普及、啓発、そういうことについても老健としては取り組んできたという認識でございます。

○柿原真生委員 多くの、収入には表れないような様々な事業を実施されてきたというふうに理解をいたします。

そういう中で、先ほどの委員さんからもいろいろありましたが、いろんな社会的な状況もある中で経営が悪化してきたと。この吹田老健の経営の関係で、今の介護保険制度、それから指定管理者制度について考えるところがあれば述べてください。

○春藤尚久理事長 今の介護保険制度について言えば、吹田市は特に核家族化が進んでおりまして、2世帯同居という家庭はほとんどないと思います。その中で先ほども申し上げましたように、リハビリをして自宅に復帰するというよりも、そのまま介護サービスを長期に利用できる施設であるとか、サ高住であるとかいうことを利用されるケースが増えていると。

利用者御本人について言えば、自宅へ復帰されたいという思いはあると思います。それは強いと思いますけれども、家庭の事情で家族も含めてそういう選択をされるケースが多いというのは、介護保険サー

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

ビスが充実してきてよかったという思いと、介護老健の役割が薄れたという残念な、そんな気持ちでございます。

指定管理について言えば、これは市のほうで考えていることなので、老健側から指定管理制度とか期間について申し上げるようなことはないとか、申し上げる立場にないと思いますけれど、なかなかこの5年の中でそういうニーズの変化をつかむのが難しかったというのが実感でございます。

○**柿原真生委員** 先ほどほかの委員さんからも同じような質問がありました。入所率の向上による収入を増やすという部分、それから人件費そのものじゃなくて、人件費の比率をその中で引き下げる。そういった経営改善がどれほどされてきたのかなというところは、ちょっと疑問を感じるところですし、急激な悪化ということなんですけれども、急に入所率を向上させる、経営を改善するというのは、なかなか数か月とかという単位では難しいところがあるのかなと。ほかの老健の立て直しなんかをお聞きしましても、やっぱり1年、2年はかかっているのかなというふうには思います。

その上で、先ほどの委員さんからの答え以外で、経営改善のために、特に収入を引き上げることに関して言いますと、どのような経営改善が行われてきたのか教えてください。

○**春藤尚久理事長** 人件費のことについて言えば、平成26年以降、常勤職員の給料のベースアップ停止、令和3年度以降の賞与支給率0.95か月カット、処遇改善加算の積極的な取得、60歳定年制を継続し、給料支給額を抑制、介護の周辺作業のために介助補助アルバイトを雇用など、人件費の抑制というのは、そういう形で取り組んできてはおります。

入所率の向上というのは、先ほども申し上げましたけれど、近隣医療機関やケアマネジャーに対して空き情報を定期的に提供、あるいは個別リハビリを毎日しているとか、サービス内容をアピールするとかいうのをしながら、今、介護報酬の算定の中では、在宅復帰超強化型というのが、老健の中で一番介護報酬を得られるということでございますので、それに適合するような努力をしたと。

ただ、この超強化型というのは、いわゆるベッドの回転率を上げて在宅復帰率を上げるということなので、入所者がどんどん入ってくれば、それで黒字化していくというふうになるわけですけど、今、介護保険の報酬の体系上は、そうせざるを得ないような報酬体系になっておりますので、そっちに向けて努力はさせていただいてきたと、そういう状況でございます。

○**藤木栄亮委員長** ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で、参考人に対する質疑を終了します。

暫時休憩します。

(午前10時41分 休憩)

(午前10時42分 再開)

○**藤木栄亮委員長** 委員会を再開します。

引き続き、質問があれば受けることにします。

○**清水亮佑委員** 民間譲渡した際のサービスの質であったりとか、そういったところはどういうふうに考えているのか教えてもらっていいですか。

○**外山雄一郎高齢福祉室主幹** 民間譲渡後の介護保険サービスの質というところでございますが、吹田老健もそうなんです、基本的には介護老人保健施設というような形で、介護保険制度の中で運営しているものになりますので、譲渡後も一定、サービスの質というのは変わらないというふうに認識しております。

○**清水亮佑委員** その際、現在使われている人であったりとかというのは、事業譲渡になるので、質の部分は多分すごく気にされるかなとも思いますので、そこら辺は、アフターケアじゃないですけど、しっかりとやってもらえたらと思います。

また現在働いている人、一回退職になるとは思うんですけども、そういった人たちの中で、老健から名前が変わるのかも分からないですけど、もっと老健で働きたいであったりとか、そういった人たちはどういう感じになるのか教えてもらっていいですか。

○**外山雄一郎高齢福祉室主幹** 議案参考資料でもお示しをさせていただきましたとおり、今回、公募条件

におきましては、原則、雇用継続を希望する職員については引継ぎということをやりたいというふうに考えておりますので、委員がおっしゃっていただいたような形で、希望される方については、次の譲渡先法人でも雇用されるというふうに認識しております。

○清水亮佑委員 やっぱり人ありきの事業にもなると思いますので、そこら辺に関してははっきり無理のないように、働きたい人の条件とかも多分事業者が変わると結構変わるとは思うんですけど、やっぱり人に対してついてきているもの、保育も福祉もそこら辺は変わらないと思うので、しっかりと引継ぎであったりとかというところをしてもらえたらと思います。

一回、置きます。

○村口久美子委員 先ほどの議論もお聞きしてなんですけれども、急激な経営悪化ということの根拠が、入所率が思ったように戻らない、それに伴う経営の悪化ということを挙げられていると思うんですけど、一方で市内の民間の老健施設というところは、稼働率が9割であったり、またこの在り方方針にも機能は必要だというふうに認識をしているからということで、10年の買戻し特約なんかもつけて、老健施設としては維持をする必要があるということもおっしゃっているの、その老健施設としての役割が終わったみたいなことは、ちょっと矛盾があるのかなど。経営努力をこれから学んでしていくと。自宅に戻りたいという本人の願いがなるべくかなうような社会のほうへと吹田市も役割を果たしていくということではないのかなというふうに思っています。

先ほど、指定管理制度については市のほうのことなので、その指定管理制度のことについてお聞きしたいんですけども、1992年に設立をされてから指定管理制度になったのは2006年ということで、その間は事業団に事業を、受託するという形で特別会計でやられていたというふうに思うんですけども、そのときに特別会計に市の一般会計から毎年4億円ずつ繰り入れているというような、ちょっと決算書を見ていて、あれっというふうに思ったんですけど、それは何のお金やったんでしょうか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 すみません、決算書の全てを確認したわけではないんですが、直近といいますか、かつて特別会計で介護老人保健施設の運営をしていたときの、最後の平成17年度の決算では、一般会計から1億3,000万円の繰出金をして、特別会計のほうで繰り入れたというふうになっております。

基本的にはこの特別会計で、支出については市のほうから、今の老健の運営等についても支出をして、介護報酬についても特別会計で受け取りまして、その部分の支出と収入の差額分を一般会計で補填していたというふうに認識しております。

○村口久美子委員 私もちっと時間の関係で、1993年、1994年、1995年辺りの分しか見られなかったんで、その後ずっと繰り入れられていたのかとか、どの程度の額が繰り入れられていたのかということ、全部は調べられていなかった上での質問なんですけれども、一定そうやってずっと繰入れがされてきていたということで、2006年に指定管理の形態で運営をすることになったと。

指定管理の運営の中でも、吹田市は83ぐらい指定管理で事業をやられていると思うんですけども、その中でこのように指定管理料を払っていない、独立採算でやっている事業というのは少ないと思うんです。それは利用料によって独立採算でやっているとこの前提でのこういう制度設計だと思うんですけども、こういう事態になってやっぱりいろんな形態が検討されると思うんですけども、公としては廃止という、その辺りはどうしてそういう判断になったのか御説明いただけますか。

○高畠真人高齢福祉室主幹 引き続き老健を運営していくに当たっては、大規模改修で約15億円がかかったりであるとか、今後も収支不足によって、市の公費負担というのが引き続き必要になってくるという判断から、今回このような形とさせていただいております。

○村口久美子委員 事業を開始されるときには、土地・建物合わせて60億円で取得をされているというところで、それで毎年そうやって4億円の繰入れとかも最初のほうは必要だったのかなというふうに推

測しているんですけれども、それは吹田市の福祉政策として位置付けて実施をするということで決めたので、そういう方針と財政出動というか、財政を充てるということでやられてきたというふうには思います。それを今回、市の政策としてはもう完全に手放してしまうというところの是非がすごく拙速、議論としては十分にいろいろ尽くされていないんじゃないかなとまずは思っています。

公としての役割を果たしてきたというところからまずお聞きをしたいんですけれども、パブコメで意見が反映された部分について本会議でお聞きしたときに、地域連携・地域貢献についての取組を追加して、今後も継続が可能か検討することとしましたという御答弁を頂いたんです。この地域連携・地域貢献というところがあまりもうけにつながらない、公としての役割を果たしてきた部分が多いところかなというふうに思うんですけれども、これすごく多岐にわたる内容だと思うんですけれども、在り方方針には確かに記載はされているんですけど、今までこういう取組をしてきましたという評価、報告であって、これをどういうふうに継続を検討していくかなというところをお聞きしたいんですけれども、公募条件とかに盛り込むとかいうことでしょうか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 現在も毎年、地域密着型サービスの整備補助とかもしているところなんですけど、その中でも地域貢献の関係の評点というのがございまして、今回の公募に当たりまして同じように、地域貢献であったり福祉的な事業、どういったものを行っているかということも御提案いただく形を考えておりますので、そこで地域貢献の部分というところを評価したいというふうに考えております。

○村口久美子委員 何がどれだけ引き継がれるかというのは、もちろん譲渡先が分からないので、この場では議論もできないし分からないかなというふうには思うんですけれども、パブコメなんかを特に読んでみると、回想法、認知症の取組であったりとか、認知症カフェであったりとか、すごく情熱と愛着を持って取組を積み重ねられてきた貴重な経験であり、場所であるというふうに思うので、それがどうなっ

ていくのかというのは定かではないなというふうに思っています。

もう一つ、介護人材の育成として介護実習生を多数受入れをしてきたというような点についても、ここがなくなったら、どういう影響があるというふうに思っているかお答えください。

○竹本和倫高齢福祉室長 実習生の受入れについては、民間の事業所においても、人材不足というところの今後の雇用の可能性があることから、比較的受入れが進んでいると考えております。

もちろん次の譲渡していただく事業所のほうにも、こういうような受入れを積極的に継続していただいて、今の現状を維持するというような形で事業所が決まれば一番いいなとは思っていますけれども、この老健がなくなったことによって、実習生の受入れがないというようなことがないように、我々行政のほうもできる限りの支援をしていきたいと考えております。

○村口久美子委員 もちろんそうしていただきたいというふうに思います。けれども介護人材の育成計画が非常に大きく遅れていて、なかなかそれに追いついていかない。どんどんどんどん不足の予測の数が増えていくと言っている状況のときに、こういう貴重な場所がなくなるということは、非常に大きな影響があるなというふうに思っています。

職員の方々の処遇が引き下がるということが前提になっているのではないかなというふうに思います。お給料なんですけれども、民間と比べたときにということでは、民間も経営を成り立たそうと思えば、働く皆さんのお給料を引き下げたり、利用料を引き上げたり、何らかの経営努力というものをしなければいけないというふうには思うんですけれども、これによって貴重な介護人材が流出をするのではないかと。それについては、市がそういう誤ったメッセージを発信してはいけないんじゃないかということとは本会議でも質問させていただいたんですけれども、市の姿勢について、今ほかの職種よりも月平均8万円ほど低いお給料を、どっちかというときちっと正常なお給料に持っていくための模範を示すようなことをして、介護人材をしっかりと定着させて、

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

育成をさせていかないとけないんじゃないかというこの市の役割については、どのようにお考えなのかお聞かせください。

○**竹本和倫高齢福祉室長** 委員おっしゃるように、介護報酬、これがやっぱり事業を行う上で見合うような報酬になっていないと、高齢者を支えていただくというすべがなくなってしまうので、その辺が重要なかなと思っております。

近年、物価高騰というところで、介護報酬は3年間変わらない中でも、物価が上がっていろいろな経費がかかるという現状、また人件費がかかるというような現状です。こういうものを踏まえて、介護報酬というものが来年度、新たにつくられるものかなと思っております。その部分については我々も継続して、国のほうに、事業運営ができる適正な介護報酬となるようということで要望をずっと求めてまいりましたし、今後もそうなるよう我々も求めてまいります。

ただ、悩ましいところが、この介護保険の制度というのがどうしても皆さんの保険料に関わるというところで、介護報酬が上がれば、皆さんが負担いただく保険料も上がるというところの難しい制度になっておりまして、おっしゃるように保険料は安く、給付は厚くという制度にはなかなかありませんので、保険料が上がるといような負の面も、一定この制度の中にあるというところは御理解いただきたいと思います。

○**村口久美子委員** ここで国の制度について議論するわけにはいかないんで残念なんですけれども、だから公の役割として続けるという意義がなくなってきたというふうなおっしゃい方をされているんですけれども、介護保険制度の中でということと、指定管理者制度の運営の中で、努力をしているけれども厳しくなってきたということなのかなというふうに理解しています。なので、役割自身はまだ求められている点があるかなというふうに思っています。

一旦、置いておきます。

○**五十川有香委員** 資料ありがとうございます。

資料、これ番号がついていないんでどうやって言ったらいいかというのはあるんですけど、介護度の

利用者状況の資料を頂きました。平均というか、要介護4、5など、介護度の高い方も多く受け入れられているんだなということが改めて分かりました。また医療的ケアなど様々な、中には恐らく民間事業者としてはなかなか難しいというような方も受け入れてきていただいたんだなということも、今の利用状況を見ても分かるかなと思います。

吹田市の高齢者保健福祉計画、いわゆる健やか年輪プランにおけるこれら吹田市介護老人保健施設の公設としての役割、また政策的な役割について、どのように位置づけていたのかということと、今回の廃止による影響についてお答えください。

○**外山雄一郎高齢福祉室主幹** 年輪プランにおきましては、一定市全体の計画となっていることになっておりますので、吹田老健について、計画の中にはありますが、特別何か位置づけというのはございません。

計画におきましては、吹田老健を含めて市内老健のベッド数、818床という形で今期の計画のほうは位置付けておりまして、もしここの老健がなくなれば、100床の空き、計画との差が出るというふうな形で考えております。

○**五十川有香委員** 今お伝えしましたけど、市の中で調整して受入れがなかなか難しいということも、事実上受入れをされたとか、そういった実態というのはいないんでしょうか。

○**竹本和倫高齢福祉室長** 老健については機能的な役割もありますけれども、在宅復帰の施設というところで、その中でできる範囲で利用困難というか入所困難といえますか、その部分の入所者の方をできる限り入所していただいているような努力をしていたっていると認識しております。

○**朴 裕輝福祉部総括参事** 事業団にその点をお聞きしたこともあるんですけど、今現状、御希望される方はほとんど引き受ける形を取っておりますので、その方がほかの老健に入れなかったからというところまでは聞き取りはしていないということなんですけれども、希望される方については可能な限り引き受けているということでお聞きをしております。

○**五十川有香委員** パブコメでもそういった対応をし

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

ていただいたということも、利用者の恐らく家族の方とかから頂いていますので、本当に寄り添って細やかな対応をこれまでされてきたんだということは、改めて答弁からも分かりました。

これまでですけれども、本市では例えば、今回条例改正ということになっていますので、公立の保育所の民営化などについても、まずは民営化の事業者の選定委員会の予算を上程してから、実際に選定したり移管先を決定して、その後に条例上の施設の整理や必要な手続を進めていたということをこれまで確認していますし、議会としてもそのように対応してきています。

これは資料でスケジュールをお示しいただいていますが、これを見ましてもそのような手続というのは十分に可能かなと思っておりませんが、今の提案の仕方でいいますと、先ほど理事長からも、譲渡をしていくことを前提に対応していきたいということも頂きましたし、市もそのつもりだということで、その中で実際、決定していない段階で既にこの施設は廃止やということを前提とした条例改正が提案されています。

実際にこういったことの見通しが立ってから、条例改正とか期間変更するということができないという法的根拠はあるんでしょうか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 実際の法的根拠というところはございませんが、今回、条例廃止でございましたり、指定期間の変更というのを御提案させていただいている趣旨といたしましては、在り方方針の中で、一定公の施設として続けていくことが困難だということ踏まえて、ただそれでも介護需要があるということも含めて、事業譲渡ということを選択したということ、また予算の内容にはなってしまいますが、事業団の退職金の部分もございまして、一定、施設の廃止でございましたり、事業団の解散ということが前提での予算案ということもございまして、今回条例と指定期間の変更と予算を一体のものとして御提案させていただいたものでございます。

○五十川有香委員 事業団の解散というのは、民間に譲渡されても解散が前提だと思うんですけど、それ

は一緒ですよ。その理解でいいですか。

○竹本和倫高齢福祉室長 委員のおっしゃるとおりです。

○五十川有香委員 あと、指定管理の期間変更についてもですが、令和5年に千里山西デイサービスセンターの廃止を決定された際には、指定期間の最終年度において施設の在り方を判断されました。これは同じ福祉部かと思います。またそのとき、同僚議員に対する議会の答弁でも、ほかもこれを契機に廃止したらどうかというような御趣旨の質問だったんですけれども、ほかのデイサービスセンターについては、次の指定管理期間内に今後の社会状況や利用者への影響等、様々な角度から在り方について検討してまいりたいとの考えが示されていました。

つまり、市が指定管理者に公の施設の運営を委ねる以上、指定管理期間というのは一定、安定性を確保して、その期間で十分に議論した上で次期の方針を判断するということが、計画行政としては基本的な姿勢であるということもこれまででございましたし、そのように、議決で私たちも関わってきていますので、理解しています。

しかしながら、今回このスケジュールを見させていただきますと、譲渡できた場合は令和9年9月30日までですけれども、万が一の場合は、また改めて11月定例会に提案をしてくるというような形で、二重の提案というふうな形になっております。この進め方については、これまで、先ほど一事例を出しましたけれども、市が示してきた考え方と計画行政の考え方とは整合していないんですが、その点どのような御認識ですか。

○朴 裕輝福祉部総括参事 まず、委員御指摘のように、本来であれば指定管理期間の5年を満了するのがもちろん望ましいですし、最初、選定のときには、もちろんその予定で事業団さんを選定したという経過はあります。

ただ、先ほど何度かありましたけれども、経営状況が予想以上に悪くなったというところで、本来、介護報酬の中で運営しなければならないものが、一般会計からの多額の負担金を払わないと継続ができないという状況に陥ったことで、昨年の9月定例会

のほうでかなり議論もいただきまして、その中でさらなる公費負担を前提に、5年間指定管理を続けるというのが、やはり市民の理解を得るのが難しいのではないかという判断をしまして、今回前倒しでの提案となったものでございます。

○五十川有香委員 質問と違う答弁なんです。要は指定管理の考え方として、これまでと違うんじゃないかということを知っているんですが、その点いかがですか。

次、行きます。お答えがないということで。

今回パブリックコメントもいろんなお声を頂いて、この議会に対しても5,000筆を超えるたくさんの署名が出されているところですが、この内容を見られた市民の方々は、老健施設が廃止されるという言葉について、非常に大きな不安や困惑をされている方が多いです。実際、私の会派の議員、直接的に様々な御不安の声を聞いています。

このような状況からも、拙速に廃止というのではなく、やはり十分な議論ということで民間への譲渡という部分について様子を見ていくと、見守るということが、吹田市としての責任というか本意であると思いますが、その点いかがですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 委員のおっしゃっていただいていることも理解はしている部分ではございますが、今回我々としましては、やはり事業譲渡というのが、公の施設の廃止ということがあって、その後、民間にということになっておりますので、今回の提案をさせていただいたものでございます。

前提として、老健がなくなるということではなく、今回我々は運営の主体が替わるとしても、老健を続けていきたいということで、民間譲渡を選択したものでございます。

○五十川有香委員 副市長に来ていただいているので、副市長にも御質問をさせていただきたいと思います。

長年、特に副市長におかれましては、市の職員の時代でも介護保険に関わっておられたりとか、現在、先ほど理事長としての立場も御意見頂きましたが、市民の中ではこの吹田市の高齢福祉施策の明確な後退ではないかという非常に強い懸念と不安が広がっています。

今回そういった決定に当たって、副市長としての立場と、施設の存続や職員、利用者の生活を守るべき、先ほど御答弁いただきましたが、理事長としての立場の間で、板挟みや葛藤というのはなかったのでしょうか。この二つの立場の整合性をどのように取って、今回副市長として市の決断に至ったのか御説明ください。

○春藤尚久副市長 御意見頂いたように、私はちょうど介護保険の2期計画策定の時期に、介護保険の職員として従事をしておりました。その当時は介護保険のサービスが足りないということで、介護保険の施設とかサービスをどうやって充実させるかということに必死だったと思います。それ以前に、この老健施設ができた時代は、もっとそういうことが差し迫った時代だったと思います。

当時は直営でやるような市もございましたし、それも安定して運営できるか分からない中だったので、いわゆる一般の正規職員の給料を何号か落とした給料表とか、あるいは準公務員的な形で雇用されて運営せざるを得ないような、そういう全く介護サービスが充実していない時代。その当時はヘルパー職員というのも市は雇用しておまして、直接在宅サービスをするという時代がありまして、その辺りから私は介護保険サービスの充実が難しかったという記憶をしております。

その中で老健施設が、特養が足りない中で、特養に入るまでの期間受け入れてほしいとか、そういう役割も担ってきたということでありますので、老健施設については、思い入れはございます。

ただ一方で先ほども申し上げたとおり、在宅で介護することが非常に難しい社会状況になっていまして、リハビリをして在宅に戻って、家族がその手伝いをしながら生活していくという前提にはなっていないのが今の時代なんだという思いがありますので、致し方ない面もありますけれど、先ほどおっしゃったように、私としては両方の面がございまして、非常に残念な気持ちではございます。

○五十川有香委員 置いときます。

○澤田直己委員 条例を廃止するというので、事業譲渡を前提にということなんですけども、これ市は

外郭団体として運営しているわけじゃないですか。
民間譲渡ができたとして何か弊害があるんですか、
運営が替わったことで。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 現在のところ、譲渡先法人がどこになるかという部分もあるかとは思っておりますが、介護老人保健施設の運営という部分におきましては、民間事業者であっても、何か弊害があるというふうには考えておりません。

○澤田直己委員 今の市の老健、外郭団体の老健がやっていて、民間の老健がやっていないことは何でしたっけ。

○竹本和倫高齢福祉室長 先ほどの答弁の中にもありましたように、ボランティアの受入れであるとか人材育成、認知症カフェみたいなものにつきましては、介護保険事業外のものでございますので、今後提案いただく内容によって、今の老健との状況というのは若干の違いは出てくるのかなとは思っております。

○朴 裕輝福祉部総括参事 地域貢献の取組につきましては、事業所ごとにいろいろ特色がありまして、民間の社会福祉法人であったり、医療法人さんでも同じように地域連携の取組ということで積極的にされているところもたくさんございます。

ただ、それぞれ特色がありますので、同じものが継続できるかというのは、これから公募の中で検討していきたいと思っております。

○澤田直己委員 地域貢献・地域交流的な部分は、やり方がそれぞれあるから違いはあるし、必ずしも全く同じものをやる必要がないと。認知症カフェとかボランティア受入れみたいなのは、外郭団体はやっていて、民間のところはやっていないと。

でも本質的なところ、通所リハビリとか訪問の部分とか、入所サービスとかそういうところでの違いというのは、弊害というのはないんですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 今、委員がおっしゃっていただいた内容につきまして、全て介護保険制度の範囲内のものになりますので、基本的には、その運営というのは運営主体が替わったとしても、変わりがないというふうに認識しております。

○澤田直己委員 であれば、先ほどちょっと話が合ったかもしれないですけど、公募のときに、認知症カ

フェとかボランティアの受入れとかするのであればちょっと加点するとか、そんなことをすればいいわけでしょう。本質的なところでは特に弊害はないわけなんでしょう。なので、そういうところも配慮もして、やっていただいたらいいと思います。

それと、もともと在り方方針を提示いただいて、そのときは建物は無償譲渡するという話でした。土地は貸付けという話で、最低価格もゼロ円ということで、今の議案書の中では最低価格も決めて、要は公募の条件が変わっていますやんか、最初のときと。最初の在り方方針を示したときは、5者が興味を示しているというふうにおっしゃっていて、僕の議会の質問では、複数者が興味を示しているみたいな話やったんですけど、前提条件が当時と変わっているけど、興味を示している法人の数は複数って、2も複数やし10も複数やから、その辺はどういう変化が起きているのかちょっと聞きたいんですけど。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 在り方方針の策定には、保育所民営化の事例等を参考にしまして、あくまで仮の公募条件ということで調査を行い、5法人から前向きな御意向を頂いたものでございます。

今回、在り方方針の策定に当たりまして、御意見の中で土地売却のほうがいいといった御意見もありましたので、そういった部分も含めて、特に前向きな御意向を頂いた法人様のほうとかにも、一定条件が変わったらどうなのかみたいなどのヒアリング等もさせていただいた上で、結果として前向きな御意向を頂いている法人というのは、変わらず5法人ということで認識しております。

また今回、議案の中で最低の売却価格ということで、具体的な金額ということもお示しすることができましたので、そういった部分も含めてもう一度、前向きな御意向を頂いている法人様のほうに、もちろん正式な答えということではないんですけど、聞き取りの中では、一定まだ回答いただけていない部分もあるので全てではないんですけど、複数頂いているということで認識しております。

○澤田直己委員 細かいところは予算で聞くとして、去年の9月定例会でいろいろ質問をさせてもらって、もっと最悪な状況を想定していたのが、僕の質問を

見たら分かると思うんですけど、という中で、事業譲渡を選択肢に当時から入っていて、なかなか手が挙がらないんじゃないかなとは思っていました。

ただ、今の状況の中で、まだ決まったわけでも何でもないんですけど、一定5者ほど興味示してくれているところがあるわけですから、基本的にはそこがうまくいくように頑張っていたきたいなと思いますんで、あとはもう、ここではこの質問は以上です。

○矢野伸一郎委員 資料を頂きましてありがとうございます。

資料に沿って、先ほど来ほかの委員さんもいろいろ御質問もされているんで、かぶる部分もあるかも分かりませんが。

まず一つ目に頂きました今後の在り方に関する方針の素案と確定版のところで、確定版ではこの6番目の事業団の地域連携とか地域貢献への取組というのが入ったわけですが、これ何で入ったんですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 今回、素案の時点では、この地域連携の部分というのが記載ができていなくて、パブリックコメントで多数の御意見を頂く中で、やはり我々としても、事業団がこれまで行ってきていただいた地域貢献・地域連携の取組というところの記載ができていないというところがありましたので、そこについてはお示しをしたものでございます。

また、ここでお示しをすることで、今後民間事業者への譲渡に当たりまして、一定こういう取組というところを引き続きやっていただきたいというところを提示できるかということもありましたので、今回、反映をさせていただいたものでございます。

○矢野伸一郎委員 ですから、ここが非常に大事だということで、確定版でも入れていただいているんで、今答弁ありましたように、しっかりとそこは次の事業譲渡される先のところでもできるように、さっきから何度もありますけど、公募条件にも入れたらどうなんですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 連携の取組に関しましては、条件にするかということもありますが、一定もともと評価の中で地域連携・地域貢献というところ

の評価が、これまで本市で行っていますいろんな整備、募集とかでもありますので、その配点を上げるか下げるか、そういったところにつきましては、最初、選定委員会で募集要項の選定条件の基準の策定というところがございますので、その中で御議論をいただきたいというふうに考えております。

○矢野伸一郎委員 しっかりとそこはやってください。

それから、パブリックコメントとかで非常に反対の意見も多いわけじゃないですか。その中で、この素案にしても確定版にしても、このD案ですか、事業譲渡、事業団は解散やというところで変わらないわけですが、反対をされているような意見とかお声をどのように感じているのか、そこだけお願いします。

○高島真人高齢福祉室主幹 パブリックコメントで頂いた御意見については、賛成の御意見も反対の御意見も重く受け止めているところでございます。

ただやはり今後、事業団を運営していくに当たって、収支不足によって公金の投入がさらに必要になるという点であるとか、大規模改修で非常に費用がかかるという点から民間譲渡を検討しているところです。

○矢野伸一郎委員 そういった、これからどんどんお金がかかるというようなところやと思うんですけど、ただ、反対というか再考してもらいたいというお声は、やっぱり公としてこの施設を残してもらいたいというお声なんで、できる限り、さっきも言いましたように、地域連携や地域貢献の取組であったり、これまで取り組んできた大切な部分というのをしっかりと引き継げるようにお願いしておきます。

それから続きましてですけど、市内民間介護老人保健施設の稼働状況の資料を頂きました。これで吹田市の介護老人保健施設の参考資料をつけていただいていますけど、稼働率が一番低いんです。これ何で低いんですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 入所率の低さという点につきましては、先ほど来いろんな取組を進めてきたところではございますが、いろんな介護サービスの充実に伴って、一定ニーズが下がっているという部分もあろうかと思っております。

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

他の市内の民間法人さんのほうでは、例えば病院に併設しているというところで、連携がかなり強いということでございましたり、社会福祉法人だとバックに医療法人がいるような法人であったり、もともと医療法人が運営しているというところもありまして、やはり病院経営の中でどういう施設であれば患者様を紹介しやすいかといったような視点もあった上での、いろいろな運営があらうかなというところで努力をされてきたというところで、他の施設については、一定の稼働率があるというふうに推測しております。

○矢野伸一郎委員 そうしたら、市民病院が建て替えて移転されましたけど、市民病院があればこういうことはなかったという、そういう理解でいいんですか。

○朴 裕輝福祉部総括参事 市民病院につきましては、あればということにはなるんですけども、隣り合っているということで、利用者様のお気持ちの部分で、すごく大きな存在であったのかなというふうには思っております。体調が悪くなって入院された場合に、遠くの健都のほうまで行くのと、隣へ行って病棟が変わったようなイメージで戻ってこれるといった部分で、その心理的な影響は大きかったのかなという部分ありますけれども、それがなかなか証明する部分というのは難しいので、推測にはなりません。

○矢野伸一郎委員 恐らく、だからさっきその前の方のおっしゃっていたのは、そういうことなのでしょう。病院が近くにあって、連携できてって。だから、病院が遠くなっちゃったから、そういうことになっているのかなと。そういう意味では、やっぱり移転建て替えをしたときに、この介護老人保健施設をどうしていくかというところは、もっと議論しないといけなかったんじゃないかなというふうに感じているんですけど、その辺はどうですか。

○竹本和倫高齢福祉室長 委員のおっしゃるように、大きな影響というところは、連携関係を継続すれば維持できるというような当時の話で残りましたけれども、もっと大きな視点を見て考える要素があったのではないかと今現時点は考えております。

○矢野伸一郎委員 言うてももう何年もたっている前の話なんで、いいんですけど。

だから、この受皿として、例えば今、事業団が解散して事業譲渡するという方向ですけど、それがもしかなわなかった場合についても、基本的にはほかの施設を見てもかなり稼働率が高い状況ですから。

ただ、吹田市の介護老人保健施設がなくなっても、その受皿としては他の施設で受け入れられるという理解でいいですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 他の介護老人保健施設そのものが一定、長期入所でも3か月といったような形で期間入所というところもございますので、今回ヒアリングの中でも他の介護老人保健施設等にもお伺いさせていただいて、いろんな話をさせていただく中で、一定の受入れが可能というふうな回答を頂いておりますので、そういった事態に陥った場合でも、ここの中で受け止めていけるというふうに考えております。

○矢野伸一郎委員 分かりました。

次の資料へ行かせていただきます。資料を頂きましたのが、大規模改修費と解体撤去費の積算根拠の資料ですけど、まずこの米印の、過去の実績等を参考とした概算推計となっているんですよ。ただ、この積算根拠を基に、今回の条例廃止とか事業団の解散になっているので、非常に大事な資料になると思うんですけど、これはいつのどの施設の実績を根拠としているんですか。

○朴 裕輝福祉部総括参事 具体的にどの施設ということではなく、類似の施設の複数の実績を踏まえて、一般的な実績を踏まえた数字というふうに聞いております。

○矢野伸一郎委員 これ、非常に大きな額になってくるんで。非常に大きな額にはなるんですけど、例えば大規模改修で約16億円ですか。これは今の施設をいつ大規模改修するような予定。今の施設やったらどれぐらいいけて、それを今後いつ大規模改修しないといけないというような話になっているんですか。

○朴 裕輝福祉部総括参事 個別施設計画では、一定幅はあるんですけども、内部的には令和10年度に改修を予定していたということでございます。

○矢野伸一郎委員 そうしたら、令和6年からまた5年間の指定管理がスタートしているんですね。その5年間については、この大規模改修とか解体撤去をしないでもいいという、そういう認識でよかったんですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 大規模改修等につきましては先ほど朴のほうからありましたとおり、一定、市の内部の計画では、令和10年頃ということで想定をしておりましたので、今回の指定期間が令和11年の3月末までとなっておりますので、通常であれば必要になっていたという部分もあるかと思いますが、指定期間で在り方方針をもともと考えるということも想定しておりましたので、その辺りは幅を持ってということを考えておりました。

○矢野伸一郎委員 だから、その5年間の指定管理がスタートするときには、こういう大規模改修で16億円とか、解体撤去で9億円、合わせて25億円のような、こういうことは考えないでスタートしたんですかということを聞いています。

○朴 裕輝福祉部総括参事 指定管理の期間を5年選定した時点では、大規模改修を実施して、施設を改修するかどうかは検討するという形で実施しております。最終的に実際に改修をして、この改修に伴っては利用者の方への影響等も調査しないといけないという部分もありますので、実際にするかどうかというのはもう少し直前になってからということではありますが、並行してその計画はあったということでございます。

○矢野伸一郎委員 だから、今回、こういう大きな金額が出てくるで、いわゆる廃止とか解散とかいう話に今なっているんで、それはこれだけ今後かかるんやったらという話になるわけですよ、言うてみたら。しかもそれが概算推計であったり、指定管理が始まる前には、ここまでのところも今後は必要になるかも分からへんけど、具体的などころまではなかったわけで。そういうところでここについては、非常に重要な一つの、今回の廃止やとか解散とかいう大きな資料にもなるんで、そこは本当によくよく考えておいていただきたいなというふうに思います。

では、次、行きます。公設の介護老人保健施設を

民間に事業譲渡した近隣自治体の主な事例で挙げていただきました。これ資料調整にも来ていただいて、よくよくもっと見ればよかったんですけど、譲渡前と譲渡後ということで、例えば兵庫県伊丹市なんかは同じ名前なんですよ。私、お願いしたかったのは、完全に民間に事業譲渡した事例はあるかということでの資料を頂きたかったんですけど、今の譲渡後は民間やというんやったら民間かも分からないですけど、そもそもこれを設立したのは行政でしょう。今回吹田市が事業譲渡を考えているのは、完全に民間でしょう。だからこれ、2番目の豊中市の事例にしてもちょっと違うなという気を持っていて。何かありますか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 2点目の豊中市の事例にはなりますが、事業団と書いておりますので、豊中市の外郭団体のように見えるんですけど、ここについては純粋な民間事業者というような形になっております。

○矢野伸一郎委員 いや、でもそもそも設立した団体は行政でしょう。もともと始まっているのが。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団につきましては、始まりが行政ということではないというふうには聞いております。

○矢野伸一郎委員 間違いない、それ。設立した団体は行政じゃない、これ。

○朴 裕輝福祉部総括参事 この名前が、すごく公的団体のような名前なんですけれども、ここは行政機関ではないというふうには聞いております。

○矢野伸一郎委員 じゃあ、この二つ目、そうではないということで、ここ建物、土地のところでは無償譲渡、有償貸付けと若干違うんですけど、吹田市とは。ただ2番目でいくと、今回吹田市が今後行おうとしているスケジュール感で、これがしっかりと公設から民間に譲渡できたということの事例ということでもいいんですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 今回、事業譲渡に当たりまして、ここの豊中市の事例も参考にしながらスケジュールを組んでおりますので、一定可能というふうに考えております。

○矢野伸一郎委員 分かりました。じゃあちょっとそ

こは、過去にもそういう公設から民間に事業譲渡したそういう事例もあるということで分かりました。

それから最後の資料、行きます。買戻し特約の詳細ということで頂きました。買戻し期間としては、最長10年間ということで買戻すということなんですけど、事業団についてはもう解散とかなっているんですけど、買戻すときにはどういうふうな形になるのか教えてください。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 実際には買戻しをする際には、やはり予算が必要になってきますので、市のほうから買戻すための土地の購入に関する費用の予算計上をさせていただいて、それをお認めいただいた上で執行すると。

ただここにつきましては、一定運営をする事業団がもうなくなっているところもございますので、実際買戻すかどうかということについては、その時点での検討になると考えております。

○朴 裕輝福祉部総括参事 少し補足をさせていただきます。

この買戻し特約につきましては、不動産に対しての登記をする権利になりますので、今御質問いただきました事業団につきましては、当然解散をしているという状況ですので、これはその買戻し特約には関係がないということでございます。

○矢野伸一郎委員 だから、事業団がもう解散しているから、買戻せないんじゃないの。

○朴 裕輝福祉部総括参事 こちらは事業団を買戻すのではなく、今御指摘のとおり、買戻せるのは土地、建物だけということになります。ですので、実際に買戻すための特約というよりは、事業者側に約束を守っていただく、我々との約束をたがえた場合には、買戻しの権利がありますよというような、そういう趣旨が強い側面でございます。

○矢野伸一郎委員 分かりました。

先ほど来、他の委員さんも言われていますけど、いわゆるこの条例廃止とか事業の解散についてですけど、拙速じゃないかとか、今後やっぱりこれだけ公でも残してもらいたいというようなお声がたくさんある中で、いわゆるこれまで30年、最初60億円かけて残してきたものを、ここで大きな判断をして、

公の施設から民間へ譲渡するということなんですけど、本当に心配するのが、五つ手が挙がっている云々はあるけど、もしですよ、ほんまに受けてくれるようなところがなかったらどうするんかというのが心配になりますよ、一番。こういう老健施設は、市としても方針とかいろいろ書かれているとおりに残していく必要があるわけじゃないですか。というふうに考えていらっしゃるんでしょう。にもかかわらずですよ、最後いろいろ検討してやったけど、いや、受け手がないんですよと。その場合はどうするんですかっていうと、いや、もう廃止ですと。大きな矛盾ですよ。

こはひとつ、いやいや、もう何が何でも残すようにしっかりやりますという、この委員会ですっかりお答えというか、していただきたいんですよ。できますか。

○竹本和倫高齢福祉室長 今現在、入所をされている方もいらっしゃるし、今後高齢者も増えていくという状況の中で、この施設というのは、我々できる限りというか、事業譲渡できるように全力を尽くして頑張りたいと思います。

○矢野伸一郎委員 頑張ったけど駄目でしたというようなことのないようにだけ、最後まで。それがやっぱり責任ですよ、公としての。それだけちょっと強くお願いをします。

一旦、置きます。

○柿原真生委員 幾つか資料を頂き、ありがとうございます。

確認なんですけど、今回、吹田老健を廃止する理由というのは、公の施設としては必要ないからで、別に経営状況云々という話ではない、黒字やったとしても廃止はしますということでよろしいですか。

○朴 裕輝福祉部総括参事 まず、公の施設として全く必要がないという趣旨ではなくて、設立当初に比べて、公の施設としての必要性がかなり下がっているという部分と、経営状況も含めまして継続していくには多額の公費がかかるという部分も総合的に勘案して民間譲渡というものを選択したものでございます。

○柿原真生委員 だから、黒字だったら残すというこ

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

ともあったということなんですか。多額の税金を別に投入せんでもいいわけですよ。

○**竹本和倫高齢福祉室長** やはり行政として、そのときそのときに必要なものを必要な方に届けるという役割が大きいのかなと。そういう意味では、介護老人保健施設というのは、施設がない中で行政が先行してやってきました。

その計画を進める中で、民間の施設を誘致してサービスが整ってきて、行政としての役割を一定終えて、次の新たな役割のほうに行政の資金をシフトしていく必要があるんで、このままずっと黒字であれば続けるというようなことも一つの方法ではありますが、社会の状況の必要性に応じて、この建物を維持するよりも、もっと必要な課題があればそちらにシフトしていくということになりますので、現時点のように、どこかで老健施設というのは公はなくすというような一つの考え方はあるかと思います。

○**柿原真生委員** だからこのタイミングになったというお答えですね、今のお話だと。いずれは公の施設としてはもう老健は必要なくなる、別に新たに行政として何かを設立したり、あるいは事業を立ち上げたりというふうにシフトをしていくということですか。

○**竹本和倫高齢福祉室長** 委員のおっしゃるとおりです。

○**柿原真生委員** だから、黒字であれば少なくともこのタイミングでの廃止の提案はなかったというふうに確認させていただきました。

公的施設としての役割という話、先ほどもいろんな方がおっしゃられていたと思うんですが、社会的入所の問題で入所されている方、例えば特養を希望されているけれどもなかなか折り合わないとかいうことで、それはほかの民間の老健でもそういう方はいらっしゃるかなとは思いますが。どれぐらいいるのか、それから、長く待機されている方がどれぐらいいるのかお答えください。

○**竹本和倫高齢福祉室長** すみません、詳細な数字は持ち合わせておりません。

かつて老人保健施設ができた当時につきましては、

特別養護老人ホームという施設も少なく、待機者が多数いらっしゃいました。現時点は、待機者の方には事業所のほうに確認してもほほいいいような状況というのはお伺いしております。かつて老人保健施設ができたときには、老人保健施設の本来の利用ではない特養待ちというような利用があったというのはもちろん理解はしているんですけども、今、現状の介護サービスの状況の中で、特養待ちで老健を利用されている方が多数いるというのは認識しておりません。

○**柿原真生委員** 何人いるとか、最長でどれぐらいというのは、今分からないということであれば御確認いただいてまた後で答弁を求めたいと思います。

先ほどの委員さんとのやり取りの中で、譲渡による弊害はあるのかないのかという議論があったと思うんですけども、いわゆる基本部分の介護保険サービスについてはそのまま引き継がれますよということでした。確認ですが、老健の中で通所リハ、訪問リハ、それから短期入所もやっておられたかと思いますが、それは全て引き継がれる、大体同じ規模でされるということでしょうか。

○**竹本和倫高齢福祉室長** 今、現状の施設の利用状況を継続するという事で間違いございません。

○**柿原真生委員** 分かりました。

それ以外の部分の、例えばボランティアの育成ですとか認知症カフェ、地域貢献、様々やっておられることについては譲渡先によりますという話でした。もちろん認知症カフェも吹田老健以外でもたくさんやられているので、そういうことをやりますよというところもあるかと思いますが、最終的には譲渡先の意向というか、譲渡先ができるかできないかということに結論的にはなる。つまり廃止の議決前には分からない、譲渡先が決まるまで分からないですよということですか。

○**外山雄一郎高齢福祉室主幹** 現時点で、それが必ずできるかというところについての確約はできないものではございますが、今現在、事業者のほうにヒアリングをしてきた中では、一定、事業団のやっている取組というのは、経営状況報告等もお示ししながら確認をした上で、十分できるというふうに聞いて

おります。

また、各法人でそれぞれ特色のあるような地域連携・地域貢献というのを行っているところではございますが、いろんな御意見を頂く中では、まずは一旦、今やっている取組を引き継ぎさせていただいて、その上で、その法人の特色を生かした形の連携をすることもあるだろうということでお話を聞いているところがございます。

○柿原真生委員 基本的に今の形で引き継げるというのは、今の職員さんが残ることが非常に大きいと思うんです。別の法人がやるわけですから、そこで全然違う、今までやっていないよという方々がどこまで引き継げるのかなというのは、ちょっと疑問があるところなんで、だから職員の方が基本的には残っていただくということが、今後の譲渡先がどこになるかということもなんだけど、今後の運営については非常に大きいというふうに思います。

希望される職員は引き継ぎますよということなんだけど、労働条件に関しても引き継がれないんだったら、いや、もうそれならどこか別のところへ行きますよ、もっと条件がいいところもあるしという、そういう世界だと思いますから、幾ら気持ちはあっても生活があります、人生設計があります。そのことについてはどうなるんですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 今回、引継ぎにしましては、譲渡先法人の中でも給与体系というような形で一定、定めがありますので、基本的にはその給与体系の中での採用というような形になろうと考えております。

我々としまでも譲渡先法人のほうには、引継ぎをする際には一定、職員との面談等も含めて十分に希望とかも聞いた上で採用するということですので、それを聞いて職員のほうが雇用継続をするかというところの判断をしていただけるというふうに考えております。

○柿原真生委員 だから、譲渡先法人の給与体系で働きますか、働きませんか、どちらですかという話ですよ。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 委員のおっしゃるとおりでございます。

○柿原真生委員 幾つか手を挙げられるかもしれない法人でも、例えばほかにも老健運営していますよ、介護施設を運営していますよということもあると思うんです。だから、老健だけ別の給与体系にということは、法人としては恐らく難しいやろうと思うんです。結局、もともとの自分たちの給与体系で雇用しますけど、よかったら来てもらえませんかという話です。これまで人件費は準公務員ということで、ベースアップをやめたとか伸ばしたとか、いろんな人件費を下げる経営的な努力はされているとはいえ、それでも恐らくは給与は引き下がるんじゃないんですか。

○朴 裕輝福祉部総括参事 先ほどからもありますように、譲渡先法人の給与体系に従う形になりますので、給与体系も違いますし、例えば役職によって上乘せがあるところもちろんあると思いますので、必ずしもということではないんですが、平均給与という形では吹田老健が一定、民間に比べて高いというようなデータはありますので、平均的なところで言えば下がる可能性はあるのかなというふうに思っております。

○柿原真生委員 そんな介護職員の給与引下げを堂々と言わんといてほしいなと思うんですよ。

介護職員の給与が低いからなかなか定着しないわけじゃないですか。今回、あなた方はそれをよしとするわけですよね。そういうことでよろしいんですか。

○竹本和倫高齢福祉室長 民間譲渡を考えた上では、一定、やむを得ない部分もあるかと思います。

ただ、介護人材が不足している中で、譲渡を受ける法人のほうでも、恐らく人の確保というのは非常に過酷なものになるかと思いますので、一定、職責とか経験年数を踏まえた給与体系とかということで考えておられるのではないかなとは思いますが。ここはあくまでも想像の範囲でしかありませんけれども。

○柿原真生委員 希望的観測ですね。恐らく難しいと思いますよ。それができるんやったら、別に黒字化できるねんから。

給与の引下げやむなしということを市が容認する、この感覚というんでしょうか。そんな給与条件をつ

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

けられたら、廃止はしたが例えば譲渡先を見つけれ
ませんというふうになっちゃうから、結局、法人
側の思いに合わせた形で今の職員さんは働くこと
になるわけですよ。そういうことについては納得で
きない、市の誤ったメッセージやと。一生懸命、給
与を引き下げないで頑張っておられるほかの民間の
施設もあると思いますけど、市がそういうことをし
ていいのかというふうに思います。

一旦、置きます。

○藤木栄亮委員長 先ほどの柿原委員の質問で保留と
なっていました答弁について、ただいまから発言を
受けることにします。

○竹本和倫高齢福祉室長 特別養護老人ホームの待機
している方というのが、令和7年4月時点で141名。
ただ、委員がおっしゃられていた、待機していて老
健を使っているという人数の把握はしてございませ
ん。

それともう1点、老人保健施設に入所されている
方で最長の方は、3年以上の方が5名いらっしゃる
というような状況でございます。これは令和7年の
9月1日現在で、ちょっと過去の数字になります。

○藤木栄亮委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩し
ます。

(午前11時59分 休憩)

(午後1時 再開)

○藤木栄亮委員長 委員会を再開します。

初めに、理事者から、先ほどの矢野委員の質問に
対する答弁の訂正についての申出がありましたので、
ただいまから発言を許可いたします。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 先ほど矢野委員から御
質問のありました公設の介護老人保健施設を民間に
事業譲渡した近隣自治体の主な事例の中で、豊中市
の社会福祉法人大阪府社会福祉事業団は、設立時も
公的のところだったのではないかと御質問に対
して、民間と御答弁させていただきましたが、確認
をさせていただいたところ、開設時につきましては
大阪府の外郭団体として開設をされ、平成14年から
施設の移譲を受け順次自主運営を進めて、平成25年
には大阪府に資本金等も返還した上で、事業譲渡時
には民間事業者だったものでございます。謹んで答

弁の修正をお願い申し上げます。

○藤木栄亮委員長 ただいま理事者から発言を訂正し
たい旨の申出がありましたので、許可いたします。

引き続き、質問があれば、受けることにします。

○柿原真生委員 土地の鑑定に係る予算の流用につ
いての資料を頂きました。土地、家屋を売却するに
当たっての最低価格が今回示されているわけですが、
いつ鑑定したのかなと思って事前にお聞きした
ら、令和7年度内にやりましたと。予算はと聞いた
ら流用しましたということだったんで、その詳細の
資料を頂きました。

費目が修繕料から不動産鑑定手数料のほうに移さ
れていまして、執行額が83万8,200円。金額につ
いてはどこの事業所でも同じぐらいですという話で
した。

金額とかはあれなんだけど、そもそも吹田市の財
産を売却もしくは貸し付けるということについては、
これまでいろいろ議論はされてきたと思いますが、
今回、貸付けじゃなくて譲渡という方針でやります
よということを言わば議会に諮っていないんです。
そのまま何か急いでこの老健施設を手放しますよ、
民間に譲渡しますよ、土地、建物については幾らか
お金を出して買ってもらいましょうという話になっ
ていて、議会に対する一つの手続を飛ばしてしまっ
ている。市民の財産をどうするのかということにつ
いて、議会に諮らずに。

これがもし予算として出てきたら、これは売却じ
ゃなくて例えば貸付けがいいんじゃないのとか、将
来的にこうだよという議論を議会としてはできたん
だけど、もう売却を前提として今回この廃止条例が
出てきていますから、これはやっぱり私はちょっと、
流用が何でもかんでもあかんとは思いませんけど、
吹田市の土地を売却するという非常に重たい話です
から、まずは鑑定料の予算を提案することによって、
議会でそれが是か非かという議論があってしかるべ
きやと思うんです。今回それがなかったということ
なんで、このことについては、ちょっと問題じゃな
いかなと思っています。

市としては、内部で政策決定したから動いたんだ
という話なんだけど、この2月27日というのは在り

の方針のパブリックコメントを取っている最中ですよ。そのときは別に売却とか譲渡とか、もちろん方針の中には何も出てないと思いますが、ちょっと議会軽視じゃないのかなと思いますが、御見解があればお示してください。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 今回の流用につきましては、昨年度の9月定例会におきまして、我々のほうとしても、3月末までに一定の在り方針というのを策定するという御答弁をさせていただいた上で、また改めて速やかにその在り方を含めて予算等を提案していきたいということで御答弁をさせていただいたところでございます。

その議会への説明を踏まえて、我々として方針のほうを検討していく中で、一定、事業譲渡ということで1月15日の企画会議のほうで決まりまして、今回の不動産鑑定につきましては売却を前提ということではなく、売却、貸付けともにではございますが、土地の経済的価値を確認するために行ったものでございまして、今回、売却という形で議会のほうに御提案をさせていただいたものでございます。

○柿原真生委員 売却の提案というのは、何の議案に反映されているんですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 売却そのものを議案に上げているわけではございませんが、今回、事業譲渡を進めるという中におきまして、議案参考資料の中でお示しをさせていただいた公募条件の中に、売却ということでお示しをさせていただいているものでございます。

○柿原真生委員 今回の補正予算ということですか。今回、選定委員会とか入っていますけど。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 選定委員の予算そのものについては、売却であろうと貸付けであろうと金額は変わらないものではございますが、選定委員の中で決めていただく選定基準の事務局案をつくるに当たっての売却案ということで提示いただいておりますので、意味合いとしては、選定委員の報酬という部分が、売却がいいか貸付けがいいかというところの検討をしていただく部分になろうかと思っております。

○柿原真生委員 予算の議論をするつもりは別はない

ねんけど、選定委員会の予算の提案で、譲渡か貸付けか、いずれにしてもそういう話まで酌み取れというのはちょっと違いますよ。選定委員会の予算をオーケーしたら、ほんなら譲渡オーケーですか、貸付けオーケーですか。そういう話になるんでしょうか。

○朴 裕輝福祉部総括参事 この売却に関する予算については、売却が成立した場合に改めて歳入予算として計上する形にはなるんですけども、こちらにつきましては事業譲渡を前提として取組を進める全容の中で、この土地や建物の取扱いというのが非常に大きな部分でありますので、この三つの議案の中で、併せて一つの提案として提案させていただいているものでございます。

○柿原真生委員 いずれにしても、売却をするということに関して議会の意思確認はできていないということだけ言っておきます。

このことについては、基本的には鑑定料を計上して議会に諮る中で、市の財産をどうするかということについて議会は判断をしてきたと思いますよ、今まで。そこを飛ばしているというのは、廃止スケジュールをとにかくもう急げ急げということでやっている結果だというふうに思いますので、そのことは指摘しておきたいと思います。

それからもう一つ、老健施設の事業団の定款の資料を頂いています。この間、事業団の理事会とか評議員会、そして市の内部等で手続的にいろんな説明会とかをされてきたんだけど、その内容についてそれぞれ資料を頂いています。

ちょっとお聞きしたいんですけども、この議案提案までには、評議員会とかあるいは理事会においては基本的には説明をされてきたということで、何かを決定したという、そういう手順は踏んでおられないということよろしいですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 これまで3月の理事会、評議員会等で在り方針の説明であったりというのをさせていただいて、5月にも理事会のほうで改めて策定版の在り方針を説明した上で、今回、指定管理者の協定書の変更ということで、変更協定書について理事会のほうでも承認いただいたということで意思決定をしているものと考えております。

○**柿原真生委員** 協定書の変更というのは、指定管理の期間を短くするということですよ。指定管理の期間が短くなるということが、この在り方方針とセットで説明されていると思うんですけど、それはイコール事業団がこの老健施設の運営をやめる、事業団を解散するという事に直結するということですよ。いいんですか。

○**外山雄一郎高齢福祉室主幹** 在り方方針の説明も踏まえて今回の変更を行っているものになりますので、委員のおっしゃるとおり、変更イコール事業団の解散ということで理解しております。

○**朴 裕輝福祉部総括参事** 少しだけ補足をさせていただきますが、事業団の解散そのものは、評議員会の定款の変更をもって事業団の中で確認していくものになりますので、実質的に老健だけの運営をされている事業団の解散になるものでありますけれども、法的な手続としては、改めて最終的には評議員会の中で決定をしていくものと聞いております。

○**柿原真生委員** 評議員会でどういう意見が出ましたかと、先ほどの参考人招致のところでもいろいろお聞きしましたが、いろんな意見があったと思います。それでいいよ、大丈夫だよというふうに皆がまとまったというようなことではなかったと思います。

実質的には事業団の解散を意味する指定管理期間を変更するという決定を理事会でされたということで、それで実質的にはもう決まってしまうですね。定款の変更は評議員会でされるということなんですけれども、結局それは評議員会では実質的にはもう決められないといえますか、まだ定款変更されていないんで、解散については一切書かれていませんでした。

議会で今回、老健の廃止をするということを議決したら、それを受けて、ある意味受け身的にというか致し方なくというか、主体的ではないこの解散を評議員会では決めるということになっていくと思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

○**外山雄一郎高齢福祉室主幹** 委員のおっしゃるとおり、仮に今回、原案のとおり御可決いただいた場合については、公の施設としては廃止という形になり

ますので、議会の議決を受けての決定というふうになるというふうに考えております。

○**柿原真生委員** ちょっと評議員会がないがしろにされているのかなというところは心配するところです。

次の質問に行きます。先ほど、この廃止の理由としては、公の施設としてやっていくということについてはもう一定、役割を終えたということが理由だということでしたが、加えて経営が非常に悪化しているから公金を投入しなければ続けられないという話だったと思います。ですから、これだけ急いでいるということなのかなと思うんです。もし黒字であれば、ここまで急ぐ必要はなかったのではないかなと思うんです。

介護報酬の下で、先ほども言いましたように職員の処遇を公務員並みにすればもちろん職員は定着しますし確保できますが、それが人件費の比率を押し上げ、経費が増える。給与を下げれば経費は下げられるけれども、職員確保ということが難しくなってくる。施設はあっても、人がいなければそもそも稼働させられないですよ。職員の人件費を上げるか下げるかみたいな話だけでは、やっぱり経営を改善させることは難しいと思っています。

病院からの受入れ減少が顕著であるということも、先ほどのお話でありました。市民病院は健都に移転してから回復期リハビリ病棟を持っていますが、この回復期リハビリ病棟も在宅復帰率というのが条件としてあるようで、70%以上でないといけない、施設基準を70%じゃないと満たせないということで、直近では90%超えみたいなこともホームページで誇っておられます。

一方老健は、市民病院から老健に患者さんが行った場合には在宅復帰というふうにはみなされないということが一時期あったそうです。今、一人を老健に送れば0.5人在宅復帰したという換算で、二人送れば一人在宅復帰というふうになっているそうです。ですから病院は病院で、病院長との連携の話も先ほどありましたが、在宅復帰率という足かせがあるのかなと思います。ですからサ高住とか、そういう在宅のサービスが受けられるところに行こうという動

機が働くというの、それはそれで病院側の立場になったら分かるんですが、そういう医療保険あるいは介護保険の様々な矛盾が、今回この老健の廃止の問題でやっぱりすごく表れているというふうに思います。ですから、先ほど市民病院との連携が本当に重要だというふうなやり取りがありましたけれども、そこをしっかりとこれからやっていただきたいです。病院も病院のことだけじゃなくて、吹田市全体でやっぱり考えてほしい。

それから、去年の9月に9,000万円の公金投入をしようということで議決をしましたが、それから数か月でこういう方針が出されて、パブコメも取られています。あまりにも拙速だと思うんです。経営改善にやっぱり1年とか2年、少なくとも指定管理の期間は本当に努力してもらうということが必要だと思います。そのことがなぜできないのか、改めて確認をさせてください。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 経営改善につきましては、これまでも人件費の引下げでございましたり、市民病院との連携等々を含めて十分にしてきたということで、事業団と去年の9月定例会以降、これ以上の経営改善ができるかということも含めてお話をしてきたところの中で、これ以上入所者の利用率を改善していくということもなかなか難しい側面もあるということと、また、やはりこのまま経営改善のために指定管理期間の満了までとなりますと、毎年6,000万円程度の赤字が出ているということになりますので、やはり2年延びると合計で1億2,000万円といったような形で公金の投入が必要になってくるところもありまして、今定例会で御提案させていただいたものでございます。

○柿原真生委員 経営改善の見込みがないというお話でしたけど、去年の11月に第三者モニタリングをされていて、その議事録も昨日の夜にアップされたような状況なんですけど、それを見ると、徳洲会病院との連携とか、いろいろやるという話も議事録にありましたよ。だから、別に経営改善を諦めてはるわけでもないと思うんですけど、そんな後ろ向きな感じなんですか。

○朴 裕輝福祉部総括参事 決して後ろ向きというこ

とではなく、事業団としても、経営が急激に悪くなる前から入所率が徐々に下がっている、赤字が続いているという状況は認識をもちろんしておりますので、できる手段はずっと努力をされてきたというふうに我々も思っておりますし、事業団もそういうふうなことをおっしゃっておられまして、その努力が、もうこれ以上の努力ができないという部分までされたというふうなことで聞いております。

○村口久美子委員 ちょっと聞き漏れたのでお聞きしたいんですけども、この介護老人保健施設が福祉避難所にもなっているというふうに思っています。災害時には入浴設備を開放して使用したというふうなこともあったと思いますけれども、いざというときの福祉避難所としての役割はどうなるのか御説明ください。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 現在、福祉避難所の順位づけとしましては、まず公的な施設というところがあって、その次に民間施設でも受け入れてくれる施設のうち受入れ数の多い順番から受け入れていくという形になります。

吹田老健につきましては現在、その地区で一番大きい公的な施設ということで順位としては1番になっておりますが、民間譲渡ということになりますと順位自体は下がりますが、譲渡先におきましても民間施設として受け入れていただけるような形で、我々も図っていきたいというふうに考えております。

○村口久美子委員 先ほど来の議論を聞いていて、買戻し特約のことについてちょっとお聞きをしたいんですけども、事業廃止がされた場合に、それでも老健施設として経営を担保するために買戻し特約をつけるというふうに議案の説明のときにはお聞きをしたというふうに思うんですけども、事業団が解散をして担う方がおられなくなったら、買い戻しても事業はできないという、譲渡先が決まらないというだけでなくほかにもいろいろ想定できるんじゃないかなというふうに思っています。

譲渡先が決まったとしても、今の時点ではまだ雇用条件、労働条件がどうなるかということが不明ですので、分からないまま譲渡をされて、蓋を開けてみればこれだけお給料が低いんだったら辞めますと

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

いうことで違うところに流れていって、そうしたら運営ができなくなっていく。こういう場合も運営ができないということで撤退せざるを得なくなるのか、どういう形か分からないんですけれども、そういう場合も買戻し特約で買い戻すというふうな想定なんですか。買い戻しても事業はできないと思うんですけど。

○朴 裕輝福祉部総括参事 委員のおっしゃいますように、買戻し特約というのが不動産につくものですので、仮に事業を撤退された場合に不動産は売り値で買い戻せるという形にはなるんですけれども、そこに付随するその事業団というのはもうないという状況にはなります。ですので、買戻し特約そのものを、何かがあったときに必ず行使するかどうかというのは、それはまた予算を確保する必要がありますので、そのタイミングでここを買い戻す必要があるかどうかというのは、また議会も含めて市として改めて意思決定をする形になろうかと思います。

○村口久美子委員 だから、買い戻したところで事業が継続できないという状況が明らかだったら、議会でも予算が通らないだろうというふうなことだと思いますので、あまりこの買戻し特約があるからといって事業継続が担保できるようなものではないというふうに認識をいたしました。

置いておきます。

○五十川有香委員 頂いている資料から追加で質問させてもらいます。

譲渡予定の対象備品一覧ですけれども、事業団が契約をしている事業者とかが所有しているものであったり、リース契約等をされているものは、清算に当たっては、万が一引き継がないとなると違約金などを含めて対応する必要があると思いますけれども、それは市が責任持って実施するという理解でよろしいですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 そういった違約金等につきましても今回、予算で提案させていただいている負担金であったり事業団の収入の中で、最後まで引継ぎをしていただくというふうに認識をしております。

○五十川有香委員 ここに出ているもので、所有権が

事業団にあるというものはないという理解でよろしいですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 今回、資料でお示しさせていただいた部分につきましては、市所有のものと、あと事業団が所有しているものも含めての資料となっております。

○五十川有香委員 次の質問に行きます。役割分担という資料を頂きましたが、特に副市長と部長は、事業団の立場としても理事長などをされている立場でもあります。3の譲渡先法人の選定の役割というのは市に丸されているんですけれども、公募における内容や募集要項については、事業団の方々の現場の声というのはどの場面でどのように反映されて、どの時点でそれを皆さんが知り得ることができるのかお答えください。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 今回、公募に当たっての募集要項につきましては、今定例会でこの提案について御可決いただきましたら、事業団のほうにもお話をする中で一定、公募条件にどういったものを盛り込む必要があるかというところについては協議をさせていただきたいというふうに考えております。

それらを踏まえて、まず事務局として募集要項について作成をして、選定委員会のほうで募集要項の原案を見て、修正の有無を含めて御承認をいただきまして、8月に公募開始を予定しておりますので、実際に事業団の職員の方等々が目に触れるという部分で言いますと、その8月の公募開始で公開された際というふうに考えております。

○五十川有香委員 あと、決裁区分の件ですけれども、両方の立場がある方がおられると思いますが、公募の内容とかその配点、募集要項についてのそれぞれの決裁区分はどこまでなのかお答えください。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 募集要項、公募しますということの決裁区分につきましては課長決裁となっております。

○朴 裕輝福祉部総括参事 それぞれということが事業団のことも含めてということでしたら、すみません、事業団の決裁区分につきましては詳細は把握しておりません。

○五十川有香委員 立場上、見られる可能性があるの

であれば、それはその立場として見られることで、別にそれがおかしいと言っているのではないんですけど、一旦、確認としては、課長決裁で募集要項をつくられるということで間違いはないということですね。その後に事業団の方々にお見せするというのは、今おっしゃった8月だという理解でよろしいですか。8月の公募開始の日とか前日とか、予定としてはどのような形か、明確にお答えください。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 事業団の方に見ただけのタイミングとしましては、まず我々のほうで募集するということでの決裁を経て、実際にはホームページのほうに公開させていただく形になりますので、事業団にはその公開日をお伝えして、そこから見ていただけるというふうに考えております。

○五十川有香委員 置いておきます。

○橋本 潤委員 買戻し特約をつけることを想定されているということですけど、その停止条件はどういったものが想定されているんですか。

○朴 裕輝福祉部総括参事 停止条件といいますが、特約が10年間しか有効でないで、10年で期間満了という形であったり、買戻し権の行使、不行使、買戻し権の放棄という形で、停止条件というものは想定しておりません。

○橋本 潤委員 停止条件がなかったら、相手方からしてみたら吹田市がいつ行使してくるか分からない買戻し権は、一般的に物すごく不平等と思われるような契約になると思うんですけど、そういったことを想定されているんですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 今回、土地の売買につきましては、用途指定ということで10年間は介護老人保健施設、11年目から25年目までの計25年間は介護保険施設として運営をしていただく前提での売買というふうに考えておりますので、停止条件といいますと、この用途を変更しようとするとき、または例えば土地の転売をしようとするときというのを想定しております。

○橋本 潤委員 転売の場合は登記していれば第三者に対抗できるわけですから、要は用途を変えられたということをもって停止条件ということになるのかなと思うんですけど、そのときの一般的な買戻し特

約だと、売ったお金でもう1回買い取れるよということだと思いますが、吹田市としてはその事業をやしてほしい担保としてですね。事業者さんとしては、どういう事業者さんがやっていただけるか分からないですけど、その事業をやるからその土地を買うわけじゃないですか。それで、事業をやらなくなったときにその特約を行使されても、事業をしなかったら要らなくなる土地なわけですから、その同じ金額が自分の手元に返ってくるわけですよ。建物の扱いとかがあってノーリスクとかは言わないですけど、極めて優しい条件なので、本当に事業を継続していただく担保になるのかなと。

それであれば、10年間やってもらえなかったら、例えば1年目だったら、5年目だったら、9年目だったら、これだけの違約金を払ってくださいとかということであれば、これはかなりの担保になると思うんです。土地の買戻し特約をもってちょっとその担保というのは弱いのかなと思いますので、この条例案で全てを決めるわけではないと思うので、廃止が決まれば、じゃあどうやってというところを本格化していく話なのかなと僕は思っていますので、本当に10年間、老健というものが、この市内にそれだけのサービスの供給が必要なのであると認めているのであれば、もうちょっとその担保の仕方ということは考慮されたほうがいいのかと思います。お答えいただけますか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 委員がおっしゃっていただいたとおり、担保の取り方としては、違約罰をつけるということもあろうと思っておりますので、今回の御指摘を受けて、実際の契約書も案等を含めて検討していきたいというふうに考えております。

○朴 裕輝福祉部総括参事 今回、買戻し特約については、不動産の売買契約の中で吹田市の権利として登記していく形になるんですけども、それとは別に、この事業譲渡に関する基本協定というのはまた別途結びますので、その中でこういった担保の取り方ができるかというのは今後も検討してまいりたいと思います。

○橋本 潤委員 ぜひお願いしますというところですけども、さすがに10年後を読めないと思いますし、

5年後でもこの老健の需要というのがあるんで、あんまりハードルを上げて受け手がなくても困りますし、かといって下げ過ぎてもというところもあります。誠実にやってもらいたいけれども、やったけど今度はもしかしたら民間でもほかの介護サービスに役割がさらに移っていったときに、いやそれでも続けなければ違約金をというようなことではなく、お互いに必要なものを提供していただけるように、しっかりとそこら辺のバランスを取って担保していただけるような契約形態を考えていただければと思います。

○中西勇太副委員長 私からは手短にと思うんですが、朝から質疑をお聞きしていて、介護サービスが充実していない時代から担ってきた吹田老健の社会的な意義というところはあり、ただ社会の変化があってニーズが変わって、ここ2年ほどで急激に悪化したという言葉が何回もあったと思うんです。市民病院の移転とかコロナの騒動もあったり、昨年も議論しましたが補助金などが令和4年度に入っていたりとか、そういったこともあって分かりにくかった、難しかったという点はあるにせよ、令和7年度に9,000万円で今回2億円ということで、多額の公金支出を要しているということに対して、本来、本格的な今回の在り方検討にもっと早く入るべきだったと総括して考えておられるのか、その点かなり大事だと思うんですけどもいかがお考えでしょうか。

○竹本和倫高齢福祉室長 現状、皆さんのこういった御意見を踏まえまると、やはり大分早期にこういう議論をして、緻密に積み上げる必要性があったのではないかなと反省しております。

○中西勇太副委員長 すみません、そんな厳しい答弁をさせるつもりはなかったんです。

やっぱり公金支出は大きいですし、それが本来上がっているニーズのところに提供できていれば、よりよい福祉サービスにつながっていたはずということもあり得るわけですから、社会も変わっていくので難しいですけども、経営努力という点は先ほどもいろいろと質疑があったと思うんですけど、本来必要とされているものを公的サービスとしてやるんだから、質を上げて、入所率を上げるとか、むしろす

ぐに退院、転院できる状態に回復されていて選ばれているような経営努力というのはやるべきだと思うんです。不必要にニーズを増やすような経営努力だと介護保険料が上がる原因になったりするという形で悩ましいですが、先ほども入所率がほかより低いというような指摘があったと思うんですけど、公的機関としてしっかりと質の高いサービスをするという経営努力はされてきたのかというところを確認しておきたいんですが、いかがですか。

○朴 裕輝福祉部総括参事 入所された方に対するサービス提供という意味では、事業団の職員の方は非常に一生懸命ケアをされていて、利用者満足度も非常に高いというアンケートもございますので、現場で働いておられる事業団の方というのは、精一杯努力をされてきたというのは我々も認識しております。

○中西勇太副委員長 予算の部分に若干入ってしまうかもしれないんですけど、質の高いサービス提供ができている団体、チームがあるということであれば、私も医療関係で働いていた人間としては、チームをゼロからつくるとというのは物すごく大変だと思っています。今回、土地と箱に対しての鑑定ということは書いてありましたが、そこに人材がいるということは、人材不足もある中でむしろ民間からは喜ばれるものだと思うので、譲渡するということが決まったら、ちゃんとそれが行われるようにという、ちょっと弱い立場のような部分が発生すると思いますが、人材がおられるというその価値を見ていただけるようなものにしていただくというのも極めて重要ではないかと思います。その辺りを検討される余地はまだありますか。

○竹本和倫高齢福祉室長 委員のおっしゃるように、新しく一から建物を建てて人を集めていいサービスをしようと思うと、相当な期間がかかります。一定、吹田老健というのは、これまでの実績もありまして、利用者も今いらっしゃるし、スタッフもできる限り残っていただいてそのまま継承していただければ、サービスの質も落とさないという、次に受ける法人としてのメリットも大きいものかと考えております。

○藤木栄亮委員長 暫時休憩します。

(午後1時43分 休憩)

(午後2時15分 再開)

○藤木栄亮委員長 委員会を再開します。

引き続き、質問があれば、受けることにします。

○五十川有香委員 これら、るる質問等をさせていただいて、最後に副市長もしくは部長に答えていただきたいんですけども、今回の公の施設をなくすという決定が本市の高齢者施策全体にどのような影響を与えているのかということで、福祉の後退という指摘に対して不安視する多くの市民、利用者、御家族が納得できる明確な高齢福祉の今後のビジョンについて御見解をお願いします。

○梅森徳晃福祉部長 まず、今回の件なんですけれども、経営難という厳しい現状というのがありました。その中で公的な運営の限界を認めまして、我々は民間への譲渡で、より安定したサービスの提供ができると、実際考えております。また、民間への運営を委ねる福祉体制を再構築する決断が、今回の我々の最善策かと思っております。決して後退とかサービス量を減らすことではなくて、何とか我々としても、老健の施設をなくさないために民間へ譲渡して、まずはしっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○藤木栄亮委員長 ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で議案第47号及び議案第60号に対する質疑は終了します。

○藤木栄亮委員長 次に、議案第47号を議題とし、討論を行います。

意見を受けることにします。

○村口久美子委員 議案第47号 吹田市介護老人保健施設条例を廃止する条例の制定について意見を述べます。

吹田老健では30年以上にわたり、高齢者の福祉増進に大きな役割を果たしてきました。

施設の廃止、民間譲渡について、多くの市民が知らない状態で拙速に進めることは、住民自治の観点から非常に問題です。鑑定に係る予算の流用に関し

ても、議会軽視と言わざるを得ません。

吹田市は介護職員の処遇改善を喫緊の課題としているにもかかわらず、事業団職員の処遇引下げを容認していることは到底認められません。

これまで築いてきた介護サービスの質や、ボランティア育成や住民との協働などが事業譲渡後に担保されておらず、吹田市側の希望的観測にすぎないことが分かりました。

結果的に住民サービスの後退となるため、本議案に反対します。

○五十川有香委員 議案第47号について意見を申し述べます。

吹田老健は単なる介護施設ではなく、受入れが困難な医療的ケアが必要な方などをはじめ、どのような方も積極的に受け入れる公的な中間施設としての重責を担ってきました。

素案に対するパブリックコメントには、150通以上の意見が寄せられ、サービスの継続性と安定性への強い懸念が示されています。

譲渡先が決定し、具体的な継承の公募条件やサービス維持の確証が得られる前に廃止条例を成立させることは、市民の不安や高齢者施策に対する心配の声に十分に応えた判断とは言い難いものです。

また、他の委員の質疑を聞いていても、経営改善に今、乗り出したばかりだということで、今すぐに廃止を決定してしまうということは、事業団のさらなる経営努力の機会を奪うことになります。

また、事業団の職員に対しても、譲渡先が決まらない場合、現時点で事業廃止ということを決めることは、職員の雇用が非常に不安定になります。

質疑でも触れましたが、過去に民営化等している事案からも、これまでの行政手続との整合性もなく、委員会質疑や現場の声が本当に公募条件等に反映をされ、民間への事業譲渡が適切に行われるのかということが、現時点でも決定づける明確なものがない中、市議会として見届ける必要があるのではないかと、この継続審査が望ましいと考えますが、この継続審査がかなわないという実態からも、条例の廃止に関しては、行政として本来であればもう少し見守る必要があるのではないかと、

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

拙速な廃止の決定については到底賛同できません。

○藤木栄亮委員長 ほかに発言はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第47号を採決します。

議案第47号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり承認されました。

○

○藤木栄亮委員長 次に、議案第60号を議題とし、討論を行います。

意見を受けることにします。

○柿原真生委員 議案第60号 吹田市介護老人保健施設の指定管理者の指定期間の変更について意見を述べます。

吹田老健の指定管理期間を変更し、1年6か月縮めることは、それ自体が事業団の廃止を意味するものです。

廃止に関しては、先ほど議案第47号について述べたとおりです。

事業団の経営改善のための時間的猶予を与えることもなく、また長期入所者の受入れについても不安があります。

廃止と一体の指定管理期間の変更には賛成することはできません。

○五十川有香委員 議案第60号の指定管理期間の変更については、当該内容について事業譲渡の契約が確実に成立し、原則雇用の継続が担保されるまで、指定管理期間の短縮という不利益変更というものは慎重であるべきです。

先ほどの議案と同様の理由ではありますが、今回の、特に指定管理期間につきましては、万が一の場合はさらに指定管理期間を変更するということもスケジュールに入っております。二重の不利益変更になってしまうということは、現場の声を大切にしているとは思えません。

老健施設が担ってきた高い公共価値及び現在進行

中の経営改善の推移を考慮し、民間譲渡の公募がしっかりと成立し、サービスの継続性と職員の雇用が法的に担保されることを確認した上で、指定管理期間を検討し、定めていくということがあるべき姿と考えますので、当該議案については性急の決定ということで、継続審査ができない限り、反対といたします。

○藤木栄亮委員長 ほかに発言はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第60号を採決します。

議案第60号を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第60号は承認されました。

○

○藤木栄亮委員長 暫時休憩します。

(午後2時23分 休憩)

(午後2時24分 再開)

○藤木栄亮委員長 委員会を再開します。

次に、閉会中の継続審査事項（行政視察）についてを議題とします。

今年度の本委員会の行政視察については、事前の委員間協議において実施することを確認させていただきました。

それでは、希望する視察項目があれば、発言を受けることにいたします。

○清水亮佑委員 九州のほうになるんですけど、なごみの家というところと、夢つむぎ子ども支援センターというところがあるんです。なごみの家が地域共生社会と多世代交流とか孤立防止とかというのをやっていて、夢つむぎ子ども支援センターが、発達支援であったり医ケアの子の支援であったり、保育と療育の連携とかをやっています。吹田市で5歳児健診が始まったんで、行ってもいいのかなというところなんです。

あと、福岡100というところで、健康寿命の延伸であったり、フレイル予防であったりとか、官民連携の部分があります。その三つぐらいです。

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○澤田直己委員 今のは全部同じ場所ですか。

○藤木栄亮委員長 以上で、健康福祉常任委員会を閉会します。

(午後2時29分 閉会)

○清水亮佑委員 福岡県の中で3か所で、同じところじゃないです。

○五十川有香委員 自治体子育てランキングというのがあるようなんですが、その1位の千葉県流山市、や千葉県印西市。あと、地域福祉の関係で都城市とか、子供の関係で出雲市。

○澤田直己委員 佐賀県に基山モール商店街というのがあって、要は保育所を誘致して商店街を活性化させたという事例があるみたい。吹田市も商店街に保育所をつくるやんか。なので、ここを地域活性化の参考にみたいなことを言うてたから。ここもそういう商店街を商売の場から地域コミュニティの場へ機能転換するみたいな目的でやってはるので、ここを初日に行って2日目に福岡とか都城市へ行ったらいいなというふうに今、思ったのと、もう1点は、千葉縣市川市のぴあぱく妙典というところで、これは流山市に行った後に行ったらいいと思うねんけど、岸部中のまちづくりで(仮称)こどもスポーツパークの基本構想ができて、5年以内ぐらいには完成するはずなんで、そこにイメージとしてすごい近い。スポーツ機能があり、子供の居場所があり、発達支援があり、保育機能があり、インクルーシブ施設があり、多世代交流があり、おしゃれなカフェとかバーベキューとか、そんなもできるようなところが市川市にあるんで、このどちらかを行けたらいいなと思います。ここは2日目でも初日でもどっちでもいいです。

○藤木栄亮委員長 ほかに発言はありませんか。

(発言なし)

なければ、今年度の本委員会の行政視察については実施することとし、日程としては、令和8年8月18日(火曜日)、令和8年8月19日(水曜日)に決定するとともに、視察先等については委員長に一任していただくことにしましても御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定します。

なお、詳細が決まり次第、委員長から議長に対し、委員派遣承認要求をいたします。

参考人を招致する日：6月17日（水）

	氏 名	時 間	意見を求める事項
1	春藤 尚久 様 （一般財団法人吹田市介護老人 保健施設事業団理事長）	午前10時	(1)吹田市介護老人保健施設の経営及 びその改善に関する事項 (2)事業譲渡の方針に伴う判断責任及 び関係者への対応に関する事項 (3)地方独立行政法人市立吹田市民病 院との連携に関する事項 (4)介護人材の育成及び事業団の役割 に関する事項